

事業者の皆さまへ

令和9年1月から

# 源泉徴収票の提出方法が変わります

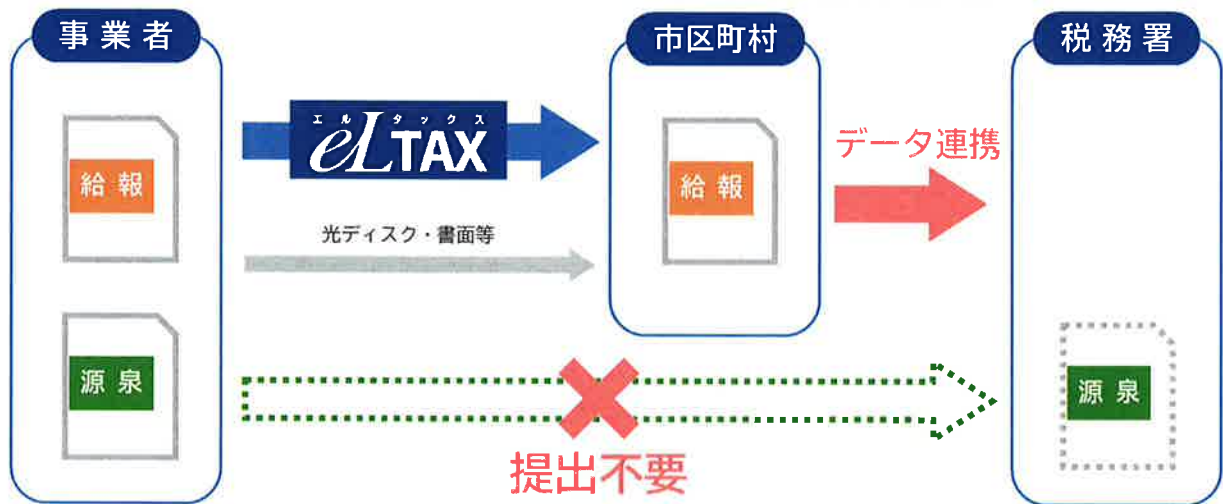
## 改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出は eLTAX で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしてももっと効率的に提出できますか・・・？

eLTAX

を使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！



すでに  
約70%が  
eLTAXを  
利用して提出!!



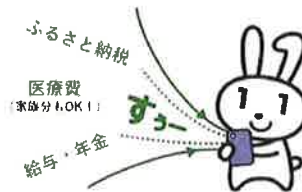
## まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

✓ **個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！**  
従業員への**配付・郵送コストを削減**することができ、**業務のペーパーレス化**につながります。

✓ **従業員の確定申告がさらに便利に！**

**令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！**

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合  
マイナポータル連携により**給与所得の情報が自動で入力**されるため  
入力ミスの心配もなく、**簡単・便利に確定申告書が作成**できます。



令和8年9月24日以降 **eLTAX** が便利になります

✓ **サービス提供時間の拡大** 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※

※メンテナンス時間を除く

✓ **GビズIDログイン機能の実装** eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

## Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまでは、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A **eLTAX** で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

## 参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)